

公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団組織規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団（以下「財団」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 組織

(組織単位)

第2条 財団は、次の組織単位を置くことができる。

- (1) 施設及びセンター
- (2) 部門及び局
- (3) 部及び室（以下「部署」という。）
- (4) ユニット及びグループ
- (5) チーム

(組織図)

第3条 財団の組織は、別紙組織図のとおりとする。

(構成)

第4条 財団の組織構成は以下のとおりとする。

- (1) 細胞調製施設
 - (2) 研究開発センター
 - (3) 企画部門
 - (4) 事務局
 - (5) IT インフラ部
 - (6) 監査室
 - (7) 理事長秘書グループ
- 2 細胞調製施設に、次の4部署、6ユニット及び4チームを置く。
- (1) 製造部 製造管理ユニット
 - (2) 施設管理部 施設ユニット
 - (3) 品質管理部 試験検査ユニット、ゲノム解析ユニット、試験開発ユニット、特性評価チーム、微生物検査チーム、原料・資材管理チーム及びQC支援チーム
 - (4) 品質保証部 品質保証ユニット
- 3 研究開発センターに、次の1部署を置く。
- (1) 研究イノベーション室

- 4 企画部門に、次の3部署及び3グループを置く。
 - (1) 企画推進室 再生医療・創薬支援グループ
 - (2) 契約管理室 契約管理グループ
 - (3) 広報室 広報グループ
- 5 事務局に、次の4部署及び7グループを置く。
 - (1) 社会連携室 社会連携グループ及び寄付グループ
 - (2) 総務室 総務グループ
 - (3) 人事支援室 人事支援グループ
 - (4) 財務室 財務戦略グループ、経理グループ及び外部資金グループ
- 6 第1項から前項に定めるもののほか、理事長が必要と認める場合は財団に必要な組織を置くことができる。

第3章 運営会議

(運営会議)

第5条 専務理事及び業務執行理事が財団の常務に係る決定を行うための会議として財団に運営会議を設置する。

(構成員及び出席)

第6条 運営会議は次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 専務理事
- (2) 業務執行理事

(その他)

第7条 その他、運営会議の実施に関し必要な事項は別途定めるものとする。

第4章 職員

(職員の種類)

第8条 財団に次に掲げる職員を置く。

- (1) 研究職員 主席研究員、主幹研究員、主任研究員、研究員を指す
 - (2) 事務職員 参事、主幹、主査、主任、主事を指す
- 2 細胞調製施設に所属する研究職員は、細胞製造、品質評価及び施設管理・運営業務に従事する。
- 3 研究開発センターに所属する研究職員は、研究開発に従事する。
- 4 事務職員は、細胞に関する規制対応、研究計画書の作成、iPS細胞ストックの使用に関する審査、契約、知的財産、寄附募集、総務、財務等の事務に従事する。
- 5 第2項から前項までの財団職員が従事する業務分掌については、公益財団法人京都大学

iPS 細胞研究財団業務分掌規程に定める。

第5章 その他

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、財団の組織に関し必要な事項は、理事長の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別紙組織図

